

把握した市区町村は2割

戸籍がない

下

●明石市が相談窓口

社会に埋もれる無戸籍の人をどう把握し、戸籍記載のための手続きをどう支えるか。戸籍がない間の暮らしをどう支援するか。行政と民間で取り組みが少しずつ始まっている。

「(相談でも)無戸籍であること話をすると、白い目で見られると思っていた。(生い立ちを)話すこと自体がストレスになるので、例えばカウンセラーを設置していただけたら」。先月末、兵庫県明石市役所。当事者や支援者、大学教授らを招いて必要な施策を検討する「無戸籍者総合支援検討会議」の初会合が開かれた。市職員らは、かつて戸籍がなかった女性の一言一言にうなづきながら、メモを取った。

●弁護士会も順次

無戸籍の人の把握や支援に

人口29万人を擁する明石市は、弁護士出身で福祉行政に関心が強い泉房穂市長の発案で、昨年10月に無戸籍者の相談窓口を開設。以来、就学での手続きなど民健保の窓口などで、0~7歳の無戸籍者9人を把握。無戸籍でも行政サービスが受けられることを案内したほか、支援団体につなげるなど継続的に支援する。

来年度には、母子手帳発行の機会などを生かした「満1歳までの無戸籍者の100%把握」のための事業を始める予定で、泉市長は「無戸籍で生まれても大丈夫」というメッセージを発したい」と話す。

法務省の調査

(先月10日現

在)では、全国で計665人

の無戸籍者を把握しているの

は全市区町村の約2割。支援

者からは「665人は氷山の

一角に過ぎず、そもそも役所

窓口を訪れない人の振り起こしも必要」との声がある。ま

たこれまでに把握した計86

3人のうち、無戸籍が解消したのは198人などまる。

同省担当者は「各法務局と自治体で戸籍記載のための裁判手続きの案内をしているが、実際に起こしてもらうまでが大変だと聞く」と漏らす。

戸籍記載のために調停や裁

判を起こすことば、住民票作成の条件になってしまっており、無戸籍の人には重要な意味があ

る。住民票があれば、就学通

知が届いたり、身分証明がで

きるため契約行為が可能にな

りたりするなど、不利益がかな

なり改善されるからだ。来年

から始まるマイナンバー制度

も住民票がベースになってい

る。だが、例えば成人の無戸

籍者が手続きを進めようとし

ても、父母の行方が分からな

い▽10年以上前の母と前夫の

別居を示す証拠を探せない

など困難なケースも少なく

ない。

こうした中、法務省の要請を受け、日本弁護士連合会が支援に動き始めた。無戸籍問題に対応できる弁護士を増やそうと、研修用のDVDを製作。全国の弁護士会で相談窓口を順次設置するほか、11月11日には「全国一斉無戸籍ホットライン」(電話番号は別

て)を実施する。日弁連「子どもの権利委員会」副委員長の浜田雄久弁護士は、「これまで無戸籍の問題を扱える弁護士が少なかった。ノウハウを共有できるようにしたい」と話す。

24時間相談を受け付けてきた「民法772条による無戸籍児家族の会」の井戸正枝代表は、「無戸籍の人は、身分証明が必要ない違法されずの職種で夜間働く人が多く、午前5時の電話も珍しくない。時間外での相談受け付けや就職、生活面の支援体制が重要だ」と訴える。

連絡先の一覧が、法務省のウェブサイト

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)に掲載されている。

◆無戸籍の人や家族のおもな相談先◆

▽日弁連「全国一斉無戸籍ホットライン」

0120・658・790

*11月11日午前10時~午後8時。この日以降は、各弁護士会へ。

*日本司法支援センター(法テラス)の弁護士費用立て替え制度は、無戸籍でも、出生証明書や母子手帳、母親と一緒に写真などで日本人であることが推認できれば利用できる。

▽民法772条による無戸籍児家族の会

090・8048・8235

▽各法務局

連絡先の一覧が、法務省のウェブサイト(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)に掲載されている。

在)では、全国で計665人

の無戸籍者を把握しているの

は全市区町村の約2割。支援

者からは「665人は氷山の

一角に過ぎず、そもそも役所

窓口を訪れない人の振り起こしも必要」との声がある。ま

たこれまでに把握した計86

3人のうち、無戸籍が解消したのは198人などまる。

同省担当者は「各法務局と自治体で戸籍記載のための裁判

手続きの案内をしているが、

実際に起こしてもらうまでが

大変だと聞く」と漏らす。

戸籍記載のために調停や裁

判を起こすことば、住民票作成の条件になってしまっており、無

戸籍の人には重要な意味があ

る。住民票があれば、就学通

知が届いたり、身分証明がで

きるため契約行為が可能にな

りたりするなど、不利益がかな

なり改善されるからだ。来年

から始まるマイナンバー制度

も住民票がベースになってい

る。だが、例えば成人の無戸

籍者が手続きを進めようとし

ても、父母の行方が分からな

い▽10年以上前の母と前夫の

別居を示す証拠を探せない

など困難なケースも少なく

ない。

こうした中、法務省の要請

を受け、日本弁護士連合会が

支援に動き始めた。無戸籍

問題に対応できる弁護士を増や

そうと、研修用のDVDを製

作。全国の弁護士会で相談窓

口を順次設置するほか、11月

11日には「全国一斉無戸籍ホ

トライン」(電話番号は別

て)を実施する。日弁連「子

どもの権利委員会」副委員長

の浜田雄久弁護士は、「これま

で無戸籍の問題を扱える弁護

士が少なかった。ノウハウを

共有できるようにしたい」と

話す。

24時間相談を受け付けてきた「民法772条による無戸籍児家族の会」の井戸正枝代表は、「無戸籍の人は、身分証明表は「無戸籍の人は、身分証明表が必要ない違法されずの職種で夜間働く人が多く、午前5時の電話も珍しくない。時間外での相談受け付けや就職、生活面の支援体制が重要だ」と訴える。

連絡先の一覧が、法務省のウェブサイト

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)に掲載されている。

▽各法務局

連絡先の一覧が、法務省のウェブサイト

(<a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html